

【表紙】

【発行登録追補書類番号】6 - 外債 1 - 1

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】令和 6 年12月 6 日

【発行者の名称】ウルグアイ東方共和国
(República Oriental del Uruguay)

【代表者の役職氏名】経済財務大臣
Azucena Arbeleche

【代理人の氏名又は名称】弁護士 黒 丸 博 善

【住所】東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】(03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】
弁護士 黒 丸 博 善
弁護士 松 尾 和 廣
弁護士 海 沼 智 也

【住所】東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】(03) 6438-5511

【今回の募集金額】
第 9 回ウルグアイ東方共和国円貨債券 (2024)
296億円

第10回ウルグアイ東方共和国円貨債券 (2024)
64億円

第11回ウルグアイ東方共和国円貨債券 (2024)
3 億円

第12回ウルグアイ東方共和国円貨債券 (2024)
100億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年11月 1 日
効力発生日	2024年11月11日
有効期限	2026年11月10日
発行登録番号	6 - 外債 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 2,500億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当なし

残高 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部【証券情報】

<第9回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)、第10回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)、第11回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)および第12回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)に関する情報>

第1【募集債券に関する基本事項】

本「第1 募集債券に関する基本事項」には、ウルグアイ東方共和国(以下「共和国」という。)が発行する4本の別個の債券についての記載がなされている。第9回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)(以下「第9回円貨債券」という。)、第10回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)(以下「第10回円貨債券」という。)、第11回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)(以下「第11回円貨債券」という。)および第12回ウルグアイ東方共和国円貨債券(2024)(以下「第12回円貨債券」という。)のそれぞれの一定の記載について、異なる取扱いがなされる場合、または各回号の債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、各回号の債券ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第9回円貨債券>、<第10回円貨債券>、<第11回円貨債券>および<第12回円貨債券>の見出しの下に記載された「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、当該回号の債券にかかる用語を指す。各回号の債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、各回号の債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの4本の債券、各回号の債券の債権者、各回号の債券の要項、各回号の共同主幹事会社および各回号の財務代理人は、単に、それぞれ「本債券」、「本債権者」、「債券の要項」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの債券が同一の債券を構成することを意味するものではないことに留意されたい。債券の債権者は、かかる債権者が保有する当該回号の債券についてかかる債券に基づく権利を有する。

1【発行主体】

本債券は、共和国により、ウルグアイ東方共和国憲法第85条第6項ならびに公債の法的枠組みを構成する2020年12月18日付法律第19,924号第697条乃至第701条および2023年11月6日付法律第20,212号第587条、ならびに本債券の発行日に先立って公布および/または可決される共和国行政府令および共和国経済財務省の決定に従い、適法な授權に基づき発行される。

2【募集要項】

< 第9回円貨債券 >

債券の名称	第9回ウルグアイ東方共和国円貨債券（2024）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	296億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	296億円	利 率	年1.41%
償還期限	2027年12月13日	申込期間	2024年12月 6 日
申込証拠金	な し	払込期日	2024年12月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第10回円貨債券 >

債券の名称	第10回ウルグアイ東方共和国円貨債券（2024）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	64億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	64億円	利 率	年1.58%
償還期限	2029年12月13日	申込期間	2024年12月 6 日
申込証拠金	な し	払込期日	2024年12月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第11回円貨債券 >

債券の名称	第11回ウルグアイ東方共和国円貨債券（2024）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	3億円
各債券の金額	1億円	発行価格	本債券の金額の100%

発行価額の総額	3 億円	利 率	年1.68%
償還期限	2031年12月12日	申込期間	2024年12月 6 日
申込証拠金	な し	払込期日	2024年12月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 第12回円貨債券 >

債券の名称	第12回ウルグアイ東方共和国円貨債券（2024）		
記名・無記名の別	該当なし（注）	券面総額	100億円
各債券の金額	1 億円	発行価格	本債券の金額の100%
発行価額の総額	100億円	利 率	年2.78%
償還期限	2044年12月13日	申込期間	2024年12月 6 日
申込証拠金	な し	払込期日	2024年12月13日
申込取扱場所	別項記載の各金融商品取引業者の日本国内における本店および各支店		

< 共通事項 >

(注) 本債券は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）の規定に服するものとする。株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、その社債等の振替に関する業務に関連して振替法に基づいて定められる機構の業務規程、その施行規則および業務処理要領等（かかる業務規程、その施行規則および業務処理要領等を以下「機構の業務規程」と総称する。）に従って本債券の振替機関（振替法において定義される。）として行為し、本債券は機構の業務規程に服するものとする。

引受けの契約の内容

< 第 9 回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合 計		29,600

< 第10回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合 計		6,400

< 第11回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	
合 計		300

< 第12回円貨債券 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」という。)		引受金額 (百万円)
会 社 名	住 所	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	共同主幹事会社が連帯して本債券の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	

合 計	10,000
-----	--------

< 共通事項 >

元引受けの条件

本債券の発行総額は、共和国と共同主幹事会社との間で2024年12月 6 日に調印された元引受契約に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本債券に関する幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本債券の総額の以下それぞれの比率に相当する金額である。

< 第 9 回円貨債券 > 0.084%

< 第10回円貨債券 > 0.084%

< 第11回円貨債券 > 0.084%

< 第12回円貨債券 > 0.084%

債券の管理会社

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人

共和国は、本債券について、一定の管理業務を共和国の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」と総称する。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行う代理人を意味する。）に委託する。財務代理人の職務は、本債券の要項（以下「債券の要項」という。）、共和国と財務代理人との間で2024年12月 6 日に調印された財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに機構の業務規程に規定される。かかる職務の一部は、下記「7 債券の管理会社の職務」に記載されている。

本債券の財務代理人は下記のとおりである。

名 称	住 所
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号

共和国は、随時、財務代理人を変更することができる（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が機構の業務規程に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に任命されるまで在職する。かかる場合、共和国は、下記「11 公告の方法」に従って、本債券の債権者（以下「本債権者」という。）に対して財務代理人の変更を事前に公告する。

機構が、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消し、共和国がかかる取消の通知を受けた場合、共和国は遅滞なく当該指定を受けている後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し、かかる旨を下記「11 公告の方法」に従って本債権者に対して公告する。

振替機関

本債券の振替機関は下記のとおりである。

名 称	住 所
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

本「第 1 募集債券に関する基本事項」において、機構を指称する場合はすべて、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなされる。

財務上の特約

(1) 担保設定制限

担保設定制限については、下記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」を参照。

(2) その他の事項

該当事項なし。

ただし、債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「12 その他 - (1)」を参照。

3【利息支払の方法】

< 第9回円貨債券 >

本債券の利息は2024年12月14日（当日を含む。）からこれを付し、毎年6月13日および12月13日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いで支払う。かかる6か月以外の期間の利息は、1年を365日とする日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 第10回円貨債券 >

本債券の利息は2024年12月14日（当日を含む。）からこれを付し、毎年6月13日および12月13日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いで支払う。かかる6か月以外の期間の利息は、1年を365日とする日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 第11回円貨債券 >

本債券の利息は2024年12月14日（当日を含む。）からこれを付し、毎年6月13日および12月13日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いで支払う。ただし、最終の利息は、2031年6月14日（当日を含む。）から2031年12月12日（当日を含む。）までの期間について2031年12月12日に支払う。かかる6か月以外の期間の利息は、1年を365日とする日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 第12回円貨債券 >

本債券の利息は2024年12月14日（当日を含む。）からこれを付し、毎年6月13日および12月13日の年2回、各々その日（当日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いで支払う。かかる6か月以外の期間の利息は、1年を365日とする日割計算により、当該期間中の実日数につきこれを支払う。

< 共通事項 >

本債券の利息は、償還後はこれを付さない。ただし、共和国が償還期日に債券の要項に従った本債券のいずれかの償還を怠ったときは、当該償還期日（当日を含まない。）からかかる本債券の償還が実際に行われる日（当日を含む。）までの期間中の実日数につき、当該本債券の未償還元金について上記「2 募集要項 - 利率」に定める関連する利率による利息（1年を365日とする日割計算による。）を日本円で支払う。しかし、その期間は、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が、その受領した本債券全額の償還のための必要資金を関係する機構加入者（機構の業務規程において定義されるもので、以下「機構加入者」という。）に配分する日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が機構の業務規程のもとで実行可能でない場合は、当該期間は財務代理人が下記「5 元利金支払場所」に従い公告を行った日から起算して14日を超えない。

4【償還の方法】

< 第9回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2027年12月13日に本債券の金額の100%で償還される。

< 第10回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2029年12月13日に本債券の金額の100%で償還される。

< 第11回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2031年12月12日に本債券の金額の100%で償還される。

< 第12回円貨債券 >

本債券は、事前に償還または買入消却されない限り、2044年12月13日に本債券の金額の100%で償還される。

< 共通事項 >

共和国は、適用ある法令または機構の業務規程に別段の規定がある場合を除き、公開市場等において、いかなる価格でも本債券を随時買い入れることができ、本債券を保有、売却または消却することができる。

債券の要項に別段の定めがある場合を除き、共和国は、本債券の元金または利息の全部または一部をその満期前に償還または弁済することはできない。

5【元利金支払場所】

本債券の元金および利息の支払いは、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）により本債権者に対して、当該本債権者が機構加入者である場合には直接に、またその他の場合には当該本債権者が振替法および機構の業務規程に基づいて本債券を記録させるためにその口座を開設した関係する口座管理機関（機構の業務規程において定義される。）を通じて行われる。上記にかかわらず、財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）が共和国から受領した本債券の元金または利息の支払いに必要な資金を、関係する機構加入者に対して配分した時点で、共和国は、債券の要項に基づく一切の支払義務から免責される。

本債券の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行休業日にあたるときは、本債権者は、日本国東京都における翌銀行営業日でありかつ外国為替取引および外貨預金取引が行われている日まで期日の到来した金額の支払いを受ける権利を有さず、また、かかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の支払いを受ける権利を有しない。

いずれかの支払期日に支払われるべき本債券の元金または利息の全額が当該期日後に財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）によって受領された場合には、財務代理人は実行可能な限り速やかに（ただし財務代理人（機構の業務規程における支払代理人の資格において行為する。）による当該金額の受領後14日以内に）その旨ならびに本債権者に対する支払いの日および方法を公告する。ただし、本「5 元利金支払場所」の第1段落に記載する方法により支払いを実施することが実行可能でないときは、かかる公告の期限に関する上記の規定は適用されず、その場合、財務代理人は支払いの関連事項の確定後実行可能な限り速やかにかかる公告を行う。当該公告にかかる一切の費用は、これを共和国の負担とする。

6【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券の地位

本債券は、共和国の十分な信頼と信用をかけて誓約される、共和国の直接、一般、無条件かつ非劣後の対外債務（以下に定義する。）を構成しており、今後も構成することになるものであり、ウルグアイ中央銀行（以下「中央銀行」という。）を含む他の政府機関の保証を受けるものではない。本債券は、本債券相互間で優先劣後することなく、また共和国の他のすべての非劣後の対外債務と同順位であり、今後も同順位となる。本規定は、共和国が本債券に基づく支払いを共和国のいずれか他の対外債務に基づいて行われる支払いと比例的に行うことを要求していると解釈されてはならないことが了解されている。

「対外債務」とは、共和国もしくは中央銀行の（本債券以外の）債務、またはこれらの者により（契約、制定法その他によるとを問わず）保証された債務で、借入金にかかるものまたはボンド、ディベンチャー、

ノートもしくはその他類似の証書により表章されたものであり、共和国の自国通貨以外の通貨により表示されもしくは支払われるべきものまたは所持人の選択により共和国の自国通貨以外の通貨により支払われうるものをいう。

(2) 担保設定制限

本債券に未償還額がある限り、または債券の要項に基づく共和国の支払いに未払いがある限り、共和国は、公的対外債務（以下に定義する。）を担保する目的で、共和国または中央銀行の資産もしくは歳入に、許容担保権（以下に定義する。）以外の担保権（以下に定義する。）を設定せず、負担せず、引受けず、またはこれを存在させないことに同意する。ただし、当該担保権により、本債券に関する共和国の債務が同等かつ比例的に担保される場合はこの限りでない。

「担保権」とは、本債券の発行日現在もしくはそれ以後効力を有するものか否かにかかわらず、いずれかの資産もしくは歳入（種類を問わない。）によってまたはそれらの手取金から支払いを行う債務に関して担保権、質権、抵当権、先取特権、信託証書、負担またはその他実質的に担保権を構成する効果を有する負担もしくは優先的な取扱いを認める取決めをいう。

「許容担保権」とは以下をいう。

- () 輸出、輸入その他の通商取引の資金を調達するため通常の事業の過程で発生する公的対外債務を担保する目的で財産の上に設定される担保権で、かかる公的対外債務が（そのすべての更新および借換えの実行後においても）当初当該公的対外債務を負担した日から1年以内に満期となるもの、
- () 共和国による財産の取得（共和国に保証された公的対外債務の場合には、関連する債務者による財産の取得）の資金を調達するためにのみ負担した公的対外債務を担保する目的で当該財産の上に設定される担保権、および、かかる担保権の更新または延長で、当初かかる担保に供されていた財産の限度でかつ当初の融資の更新または延長を、金額を増加することなく担保するもの、
- () 公的対外債務に関連して法適用の結果により（またはそうでなければ関係現地法に基づいて存在することになるものに相当する担保権を設定する契約に従って）財産の上に設定される担保権（金融機関に預け入れられた要求払預金または定期預金に関する相殺権および金融機関の占有する財産に関する銀行先取特権（いずれの場合も、預金者の通常の活動の過程で金融機関に預け入れられた預金または引き渡された財産に関する。）を含むがこれらに限られるものではない。）、
- () 取得時に財産の上に存在した担保権、および、かかる担保権の更新または延長で、当初かかる担保に供されていた財産の限度でかつ当該財産の取得時にかかる担保権により担保されていた融資の更新または延長を、金額を増加することなく担保するもの、
- () 本債券の発行日現在存在する担保権、および
- () プロジェクトの取得、建設または開発の費用の全部または一部を調達するために負担した公的対外債務を担保する担保権で、(x)かかる公的対外債務の債権者が当該公的対外債務の返済の主要な財源たる責任財産をかかるプロジェクトの資産および収入に限定することに同意し、かつ、(y)かかる担保権が設定されている財産がかかるプロジェクトの資産および収入だけから構成される場合。

「公的対外債務」とは、いずれかの証券取引所、自動取引システムまたは店頭市場もしくはその他の証券市場で値付けされ、上場されもしくは一般に売買が行われる、またはそのようにすることのできる、ボンド、ノートもしくはその他の証券の形式によるまたはこれらにより表章される対外債務をいう。

本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に基づいて本債券のために担保権が提供された場合には、共和国は、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用ある法令に従い、本債権者のために、かかる担保権の設定および対抗要件具備のために必要な一切の措置および手続をとる。かかる担保権が設定され対抗要件が具備された場合、共和国は、下記「11 公告の方法」に従い、かかる担保権が本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」および適用ある法令に従い本債権者のために適法かつ有効に設定され、かつ対抗要件を具備した旨を記載した公告を本債権者に対して行う。かかる担保権の設定、対抗要件の具備、維持および実行に要する一切の費用（上記の公告に関する費用を含む。）は、これを共和国の負担とする。

共和国は、本債券全額の償還のための必要資金が関係する機構加入者（上記「3 利息支払の方法」に定義する。）に配分される場合、本「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に基づく義務から免責される。

7【債券の管理会社の職務】

本債券に関して、債券の管理会社は設置されない。

財務代理人の職務

財務代理人は、債券の要項、財務代理契約および機構の業務規程に定める義務を履行し、職務を行う。財務代理人は、共和国の代理人としてのみその職務を行うものとし、本債権者に対していかなる義務をも負担せず、また、本債権者との間で代理関係または信託関係を有するものではない。債券の要項が添付された財務代理契約の写しは、本債券の償還期日から1年が経過するまで、財務代理人の本店に備え置き、通常の営業時間内に本債権者の閲覧に供され、本債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

8【債権者集会に関する事項】

本債券の総額（償還済の額を除く。）の10分の1以上に当たる本債券を有する本債権者が、共同もしくは単独で、債権者集会の目的である本債権者の利害に関する事項および招集の理由を示して共和国を代理する財務代理人に対しその本店において債権者集会の招集を書面で請求し、かつ直近上位機関（機構の業務規程において定義される。）が発行した当該本債権者による本債券の保有を証明する証明書（以下「保有証明書」という。）を共和国を代理する財務代理人に対しその本店において提示した場合、または共和国が債権者集会の招集を必要と認めた場合は、いつでも、共和国は、債権者集会開催予定日の少なくとも35日前までに財務代理人に対して書面の通知をすることにより、本債権者の利害に関する事項（債券の要項のいずれかの規定の修正または債券の要項に関する行為を含む。）を審議するため債権者集会を招集しなければならない。

債権者集会の招集は、開催日の少なくとも21日前までに本債権者に対して公告することによって行う。共和国はまた、本債権者に対して、当該招集の旨を機構の業務規程に従い機構を通じて通知することができる。債権者集会は、日本国東京都において開催される。

本債権者は、本人または代理人により債権者集会に出席することができる。本人または代理人によって当該集会に出席しない本債権者は、共和国もしくは共和国を代理する財務代理人が定める規則に従って、または財務代理人が指示するところに従って、上記の招集公告において定められた事項を記載した書面を提出することにより、または当該書面に記載すべき事項を電子的または磁気的方法により提供することにより、その議決権を行使することができる。かかる書面または電子的または磁気的方法により行使された議決権の額は、出席した本債券議決権者（以下に定義する。）の議決権の額に算入される。当該集会において、各本債権者は、その保有する本債券の金額の合計額（償還済の額を除く。）に応じて議決権を有する。ただし、そのためには当該集会の開催日の少なくとも7日前までに、および開催日当日においても、共和国を代理する財務代理人に対して保有証明書が提示されなければならない。さらに、当該本債権者は、当該保有証明書を当該本債権者の直近上位機関に返還するまでは、本債券の振替の申請または抹消の申請をすることができない。共和国は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

共和国は、共和国を代理する財務代理人が債権者集会の招集および議事の進行のために必要な手続をとるようにさせる。

債権者集会における決議（下記のただし書に規定する事項に係るものを除く。）の採択には、議決権を行使することのできる本債権者（以下「本債券議決権者」という。）で、かつ当該集会に出席した者（出席したとみなされる本債権者を含む。以下同じ。）の議決権の総額の2分の1を超える議決権の保有者の賛成票決を要する。ただし、（ ）本債券の全部についてするその支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（ ）に掲げる事項および以下の段落において規定するいずれかの重要な修正（以下に定義する。）の実施を除く。）、（ ）本債券の全部についての訴訟行為またはこれに準ずる手続、ならびに（ ）債権者集会で決議する事項についての決定を委任するため債権者集会決議により選任される本債権者の1名または2名以上の代表者（かかる者はそれぞれ本債券の総額（償還済の額を除く。）の1,000分の1以上に当たる本債券を保有していなければならない。）（以下「代表債権者」という。）もしくは債権者集会の決議を執行するために債権者集会の決議によって定められる者（以下「決議執

行者」という。)の選任もしくは解任、またはこれらの者に委任した事項の変更の場合は、その決議の採択は(×)本債券議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)当該債権者集会に出席した本債券議決権者の議決権の総額の3分の2以上の保有者の賛成票決により可決される決議によることを要する。また、共和国の提案に係るいずれかの重要な修正は以下に定めるところにより行われるものとし、かかる場合、共和国は当該重要な修正の内容の実行について機構の業務規程上のその取扱いに関する助言を財務代理人から徴しなければならない。債権者集会に関する債券の要項の規定にかかわらず、共和国または本債権者が債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本債権者の全員が書面または(共和国が電磁的方法による同意の意思表示を認める場合は)電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の債権者集会の決議があったものとみなす。本規定に従い、債権者集会の決議があったものとみなされた場合、共和国は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知するものとする。

共和国により日本で発行された債務証券(本債券を含め、以下「債務証券」という。)のシリーズ(以下に定義する。)の保有者は、以下で定義される3つの方法(以下、それぞれを「変更方法」という。)の1つにより債務証券の保有者の集会において票決により、共和国の提案に係る以下の()ないし()のいずれかの修正、変更追加または放棄(以下「重要な修正」という。)を承認することができる。

- () 債務証券についていずれかの金額が支払われるべき日を変更すること。
- () 債務証券の元本金額を削減すること(債務証券に明記された条件に従う場合を除く。)。
- () 債務証券の利率を引下げること。
- () 債務証券に係る支払金額の算定方法を変更すること(債務証券に明記された条件に従う場合を除く。)。
- () 債務証券に係る支払金額の通貨または支払地を変更すること。
- () 債務証券に係る共和国の支払義務を修正すること(償還価格の修正を含む。)。
- () 債務証券の債務者の同一性を変更すること。
- () 「重要な修正」を行う要件を変更すること。
- () 「一律適用」(以下に定義する。)もしくは「重要な修正」の定義を変更すること。
- () すべての債務証券を共和国もしくはその他の者の別の債務もしくは証券と交換もしくは代替を実施し、もしくはこれらに転換すること。
- () 債務証券の条項における法的順位、準拠法、裁判管轄または免責特権の放棄に係る各規定を変更すること。ただし、準拠法または裁判管轄の変更は管轄権を有する日本の裁判所の認可を条件とする。「変更方法」とは、以下のいずれかをいう。
- () 同一のシリーズの債務証券(本債券を含む。)の条項および条件に対する重要な修正が提案された場合、共和国の書面による同意および(×)当該シリーズの債務証券の議決権の保有者(以下「債務証券議決権者」という。)により保有される議決権の総額の5分の1以上で、かつ(y)集会に出席した当該シリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の3分の2以上の保有者による賛成票決の決議により行うことができる。
- () 2以上のシリーズの債務証券(本債券を含む。)に影響する一律適用(以下に定義する。)に係る重要な修正が提案された場合、共和国の書面による同意および(×)当該重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の5分の1(合算による。)以上で、かつ(y)関連集会に出席した当該重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の3分の2(合算による。)以上の保有者による賛成票決により行うことができる。
- () 一律適用に係るものであると否とを問わず、2以上のシリーズの債務証券(本債券を含む。)に影響する重要な修正が提案された場合、共和国の書面による同意ならびに() 関連集会に出席した、重要な修正案により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の2分の1(合算による。)超の保有者による賛成票決および() (×)当該重要な修正案により影響を受ける各シリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の5分の1(個別による。)以上で、かつ(y)関連集会に出席した当該重要な修正案により影響を受ける各シリーズの債務証券議決権者の議決権の総額の2分の1(個別による。)超の保有者による賛成票決により行うことができる。

「シリーズ」とは、同一の条項および条件を有する債務証券で、その最初の発行日に発行されたもの、ならびにそのそれぞれ相互および最初の発行に関して()発行日、発行価格および初回支払日を除きすべての点で同一で、かつ()併合され、同一のシリーズを構成すると明記されている追加発行された債務証券(もしあれば)をいう。

債務証券の保有者による変更方法に従った変更は、最終的なものであり、同意もしくは賛成したか否かにかかわらず、関連する債務証券のシリーズのすべての保有者または2以上のシリーズの債務証券への修正により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券のすべての保有者、および、債務証券に当該変更が注記されるか否かにかかわらず、当該債務証券の将来の保有者を拘束する。当該変更の賛成に係る債務証券の保有者による、または当該保有者の代理によるいかなる文書も、最終的なものであり、当該債務証券の以降の保有者すべてを拘束するものとする。

共和国は、重要な修正案に係る変更方法を選択し、2以上のシリーズの債務証券に影響する修正に含まれる債務証券のシリーズを指定する裁量権を有する。変更方法の選択またはシリーズの指定は、かかる票決の勧誘の目的上最終的なものとなる。

「一律適用」とは、ある重要な修正を通じて、当該修正により影響を受けるすべてのシリーズの債務証券の保有者がその債務証券を(x)同じ新債券もしくは他の対価または(y)債券もしくは他の対価と同一の選択メニューに属する新債券もしくは他の対価と同一条件により交換、転換または代替することを求められる場合の当該修正をいう。なお、以下の場合には、重要な修正が一律適用に係るとはみられないことが了解されている。当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の各保有者で交換、転換または代替する者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の各保有者で交換、転換または代替する者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合(または債券もしくは他の対価の選択メニューが提示されるとき、当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の各保有者で交換、転換または代替する者が、元金額当たりの対価、発生済み・未払利息金額当たりの対価および延滞利息金額当たりの対価それぞれについて当該修正により影響を受けるいずれかのシリーズの債務証券の他の各保有者で、当該債券選択メニューにおいて同一の選択権を行使する交換、転換または代替する者に対して提示される金額と同一金額を提示されない場合)。

共和国は、重要な修正案による影響を受ける本債権者に提供するため、重要な修正に係る本債権者の票決の前に本債権者に対して、以下の情報を財務代理人の本店を通じて閲覧または謄写のために提供するものとし、また機構の業務規程に従い機構を通じて提供することができる。

- (イ) 重要な修正案の要請に関連する(共和国の見解による。)共和国の経済および財政状況の説明、共和国の既存債務の説明および広範な政策改革計画および暫定的なマクロ経済の見通しの説明。
 - (ロ) 共和国がその時点で多国間のおよび/または他の主要債権者もしくは債権者グループとの金融支援の取決めおよび/または債務救済に関するいずれかのかかる債権者との合意を締結している場合、(x)かかる取決めまたは合意の説明ならびに(y)多国間のまたは他の債権者の情報開示方針(適用がある場合)の下で認められる場合、その取決めまたは合意の写し。
 - (ハ) 重要な修正案による影響を受けない対外債務証券の共和国の取扱予定およびいずれか他の主要債権者グループに関する共和国の意向の説明。
- (二) 共和国がその時点でいずれか他のシリーズの債務証券に影響を与える重要な修正を企図している場合、当該重要な修正の説明。

本「8 債権者集会に関する事項」に基づいてなされる本債権者の決議は、最終的なものであり、日本法上認められる限りにおいて、当該集会に出席したか否かを問わず、すべての本債権者を拘束し、かかる決議が自動的に執行されない場合、その執行は代表債権者または決議執行者がこれを行う。

本「8 債権者集会に関する事項」において、その時点で共和国またはその代理機関が保有する本債券(もしあれば)はこれを除外し、未償還でないものとみなす。

本「8 債権者集会に関する事項」に定める前記の規定にかかわらず、共和国は、以下の目的による債券の要項の修正については本債権者の票決または同意なしにこれを行うことができる。すなわち、()本債権者の利益のための共和国の誓約を追加すること、()共和国に対して付与された本債券に係る権利または権限を放棄すること、()本債券に担保を提供すること、()債券の要項における不明瞭さを正すこと、または

債券の要項における瑕疵ある規定を是正、訂正もしくは補足すること、()共和国が決定することがある、いかなる本債権者の利益にも悪影響を及ぼさない方法で債券の要項の修正を行うこと、または()形式的、重要性のないもしくは技術的な性質の明白な誤謬を是正すること。かかる修正が行われる場合は、すべての本債権者を拘束するものとする。かかる場合、共和国は本債権者に対して下記「11 公告の方法」に従い遅滞なくその旨を公告しなければならない。

本「8 債権者集会に関する事項」の手續に要する一切の合理的かつ通常のコストは、これを共和国の負担とする。

9【課税上の取扱い】

(1) 租税による追加金額の支払い

本債券に係る共和国によるすべての支払いは、現在または将来の租税、公課、課徴金またはその他あらゆる性質の行政上の負担金のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上の義務である場合はこの限りでない。かかる源泉徴収または控除（以下本項において「関連税」という。）が、共和国もしくはその行政区画または課税権限を有するそれらのもしくはそれらの域内の課税当局もしくは機関によりまたはこれらのために賦課または徴収される場合、共和国は、かかる源泉徴収または控除の後に本債権者が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券に関して受領することのできたはずの元金および利息の各々の金額と等しくなるために必要な追加金額（以下「追加金額」という。）を支払わなければならない。ただし、追加金額は、いかなる関連税についても以下の場合には支払われない。

(イ) 本債権者または本債券の実質的所有者が、単なる本債権者もしくは本債券の実質的所有者であること、本債券に係る何らかの性質の支払いを受領することまたは本債券に係るその権利を実行すること以外の事由で共和国と何らかの現在または過去の関係を有していることを理由に課される場合、

(ロ) 本債権者もしくは本債券の実質的所有者または本債権者もしくは実質的所有者が本債券をその他の者を通じて保有するときのその他の者がその国籍、居住、身元または共和国もしくはその行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内の課税当局との関係に関する証明、身元確認、情報、文書またはその他の報告義務を遵守することが、かかる源泉徴収または控除の全部または一部の免除の前提条件となっている場合に、当該義務を遵守しないことを理由に課される場合（ただし、当該遵守がかかる源泉徴収または控除の全部または一部の免除を受けるために要求される日の少なくとも60日前に、共和国またはその代理人が、当該遵守を本債権者に対して書面で通知した場合に限る。）、または

(ハ)（下記「12 その他 - (5)」に定める状況において本債券の債券（以下「本債券の債券」という。）が発行されるときにおいて）本債権者もしくは本債券の実質的所有者またはその他の者（本債権者もしくは実質的所有者が当該者を通じて本債券を保有するとき）が関連日（以下に定義する。）後、30日を過ぎて本債券の債券（または利札）の支払呈示（かかる呈示が必要なとき）が行われたことを理由に課される場合（ただし、本債権者もしくは実質的所有者またはかかるその他の者が当該30日の最終日において本債券の債券（または利札）を呈示して追加金額を受領する権利を有していたときはこの限りでない。）

本「9 課税上の取扱い - (1)」(ハ)において、いずれかの本債券に係る「関連日」とは、これに係る支払いが最初に期限の到来する日または（支払うべき金銭の全額がかかる支払期日以前に財務代理人により受領されなかった場合は）上記「5 元利金支払場所」第3段落に定める方法により本債権者に対して公告が正当になされる日をいう。

本「第1 募集債券に関する基本事項」（本「9 課税上の取扱い - (1)」を除く。）において、本債券の元金または利息には、本「9 課税上の取扱い - (1)」により支払われることのある追加金額を含むものとみなす。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国における課税関係の取扱いにつき、本書日現在で適用ある日本の税法および実務に基づいて概略を述べたものにすぎない。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じ

て、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本債券の利息および本債券の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払いを受ける本債券の利息または本債券の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

10【準拠法及び管轄裁判所】

()共和国による本債券の発行に関する授權に関する共和国法が適用される事項ならびに()上記「6 担保又は保証に関する事項 - (2)」に規定する担保権の設定、効力および実行可能性に関する事項にかかるものを除き、本債券およびこれに基づく本債権者を含む全ての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

債券の要項において別段の定めがある場合を除き、本債券に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本債券または債券の要項に起因または関連する共和国に対する訴訟その他の裁判上の手続（以下「関連手続」という。）は、東京地方裁判所および日本法上同裁判所からの上訴を審理する権限を有する日本国の裁判所に提起することができるものとし、共和国は、当該裁判所の管轄権に服することに無条件にかつ取消不能の形で合意する。関連手続は、かかる関連手続を審理するために、権限を有する共和国の裁判所にも提起することができる。

共和国が、自己またはその財産に関して、共和国法に基づき、()裁判所の管轄権、()共和国の裁判所の法的手続（判決前の差押または強制執行のための差押からの免責を除く。）、または()共和国の裁判所以外の裁判所の法的手続（送達もしくは通知、判決前の差押、強制執行のための差押、その他の手続であるかを問わない。）からの免責を現在有しまたは将来有することとなった場合、共和国は、本債券の義務に関して、共和国法が最大限許容する限り、かかる免責を取消不能の形で放棄する。

共和国は、適用ある共和国法において定義され、かつ、同法に従い、自らの()共和国の外交もしくは領事使節団により使用されるその財産および資産（ただし、訴状送達を実施するのに必要な場合を除く。）、()軍事的性質のもしくは軍当局もしくは防衛機関の支配下にある財産および資産、()共和国に所在する財産、または()共和国の資産、預金および／またはその残高に関するかかる免責特権を放棄するものではない。

共和国は、法が最大限許容する限り、本債券に起因または関連する訴訟または手続（上訴を含む。）の提起、遂行または完了の条件として、法令、規則、規制または実務が要求または規定する要件またはその他の定めを放棄する。

共和国は、日本国内において提起されるかかる訴訟その他の裁判上の手続に関し、日本国内において訴状その他の訴訟関係書類の送達を受けるための住所として日本国東京都（〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目2 - 1 大門K Sビル7階）所在の共和国大使館を指定し、その時々共和国大使をもってかかる住所において訴状その他の訴訟関係書類の送達を受けるべき権限ある代理人に指名する。本債券のいずれかに未償還額がある限り、共和国は、かかる指定および指名が完全な効力を生じ、存続するに必要な一切の行為（一切の書類および証書の作成および提出を含む。）を行うものとする。日本国東京都の共和国大使が何らかの理由によりかかる権限ある代理人としての職務を継続することが不可能となった場合、共和国は、直ちに日本国東京都に所在する後継の権限ある代理人を指名し、かかる後継代理人を財務代理人に通知し、その旨の本債権者に対する公告を行う。

本「10 準拠法及び管轄裁判所」の規定は、本債権者が法律上認められたその他の方法により訴状その他の訴訟関係書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

11【公告の方法】

本債券に関する一切の公告は、日本国の官報（共和国の選択による）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊紙に各1回これを行う。本債権者各人に対する直接の通知はこれを要しない。共和国が行うべき公告は、共和国の請求があった場合に、共和国の費用負担により、共和国に代わって財務代理人がこれを行う。

12【その他】

(1) 期限の利益喪失事由

本債券の期限の利益喪失事由は、次に掲げる事由とする。

- (イ) 本債券のいずれかに対する利息の支払いについて、支払期限が到来し、その不履行が30日を超えて継続した場合。
- (ロ) 共和国が債券の要項に定める上記(イ)以外の約束または合意の履行または遵守を怠り、いずれかの本債権者が財務代理人の本店において共和国に対し書面によりかかる懈怠を共和国が治癒するよう要求してその懈怠を通知（かかる通知は、財務代理人の本店において保有証明書（上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。）を提示しなければならない。）した後60日を経過してもなおかかる懈怠が治癒されない場合。
- (ハ) （ ）共和国が、2003年4月10日以降に発行されもしくは支払条件が変更された総額6,000万米ドル（もしくは他の通貨によるその相当額）以上の公的対外債務を、支払期限に支払うことを怠った場合、もしくはかかる懈怠が当初から適用ある猶予期間（もしあれば）が経過しても存続する場合、または（ ）2003年4月10日以降に発行されもしくは支払条件が変更された総額6,000万米ドル（もしくは他の通貨によるその相当額）以上の公的対外債務が債務不履行によって期限の利益を喪失し、かかる期限の利益の喪失が解消されていないまたは効力を失っていない場合。
- (ニ) 共和国または管轄権ある裁判所が2003年4月10日以降に発行されまたは支払条件が変更された公的対外債務の支払いに関して一般的な支払停止またはモラトリアムを宣言した場合。
- (ホ) （ ）正式な手続において、共和国により、または本債券の有効性を争う権限を法律により付与され、本債券が無効もしくは強制履行不能であることを宣言する法的な権能および権限を有する共和国の政府機関もしくは公務員により、本債券の有効性が争われた場合、（ ）共和国が本債券に基づく本債権者に対する義務を拒否した場合、または、（ ）共和国の法律もしくは憲法条項、もしくは管轄権を有する共和国の裁判所による終局裁判が、本債券のいずれかの重要な条項を無効もしくは強制履行不能としようとした場合もしくは本債券に基づく本債権者に対する共和国のいずれかの重要な義務の履行もしくは遵守を妨げもしくは遅滞させようとした場合。
- (ヘ) 共和国が本債券に基づく重要な義務を遂行もしくは履行するために必要な憲法条項、法律、規則もしくはその他の政府の権限、もしくはそれらの有効性もしくは強制履行の可能性が、完全な効力を有しなくなった場合、または本債権者の権利もしくは請求に悪影響を与える方法で修正された場合。
- (ト) 6,000万米ドル（もしくは他の通貨によるその相当額）を超える金額の判決に関連して、特別な判断が、共和国の資産の全部または重要な一部について課され、かかる判断が、停止されることなく45日間継続して満足されず、取り下げられず、効力を有した場合。ただし、かかる判断に対して十分な担保が提供され、または適式に提起され真摯に遂行される適切な手続により誠実に争われ、かつ、いずれの場合においても、かかる手続が当該資産に対して執行されていない場合は、この限りでない。
- (チ) 共和国が上記「9 課税上の取扱い - (1)」に定めるその義務を遵守することを違法とする適用ある法令もしくは規則が採択された場合。
- (リ) 共和国が国際通貨基金の加盟国でなくなった場合。

本「12 その他 - (1)」の上記(イ)ないし(リ)に掲げる事由（以下「期限の利益喪失事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合（当該期限の利益喪失事由の理由の如何を問わず、また、故意か否か、法の執行の影響を受けたか否か、裁判所の判決もしくは命令によるものか否か、行政機関もしくは政府機関

の命令、規則もしくは規制によるものか否かを問わない。)には、各本債権者は、その選択により、財務代理人の本店において共和国に対して書面による通知(かかる通知には、保有証明書(上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。)の添付を要する。)を行うことにより、当該本債権者が保有する本債券が期限の利益を失い、直ちに支払われるべき旨を宣言することができる。ただし、当該本債権者は、債券の要項に対するいずれかの重要な修正(上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。)に関する事項を審議するための債権者集会招集に関連する公告の掲載日(当日を含む。)から()いずれかの変更方法(上記「8 債権者集会に関する事項」に定義する。)により開催される関連集会(延会を含む。)において採択された決議内容の効力発生もしくは実行日(それぞれ当日を含む。)または()重要な修正案が確定的に否決された日(それぞれ当日を含む。)までの期間中は上記通知または本「12 その他 - (1)」に規定するその他の通知を行うことができない。

上記通知が財務代理人によりその本店で受領されたとき、当該本債権者の保有する本債券は直ちに期限の利益を喪失し、当該受領の日(当日を含む。)までの経過利息とともに本債券の金額で支払われる。ただし、当該受領の日の前までに当該期限の利益喪失事由のすべてが治癒された場合はこの限りでない。

()期限の利益喪失事由のいずれかが発生しているか、または()時間の経過もしくは通知の付与またはその双方により期限の利益喪失事由のいずれかを構成することとなる事態が存在する場合には、共和国は、直ちに、または上記()の場合にはかかる事態が共和国の知るところとなった時点で直ちに、財務代理人に当該事由または事態を通知し、直ちに本債権者に対して当該事由または事態を公告しなければならない。ただし、上記()の場合で、かかる事態が関連する猶予期間内に治癒されると共和国が合理的に考える場合、かかる公告は不要とする。

本「12 その他 - (1)」の手續に要する一切の合理的な費用は、共和国の負担とする。

(2) 時効

本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(3) 債券原簿

本債券の債券原簿は、共和国に代わり財務代理人がこれを作成し、財務代理人が管理し、その本店に備え置く。

(4) 通貨の補償

本債券の元利金もしくはその他本債券に基づき支払われるべき金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、当該判決または命令に関して本債権者が当該通貨で受領または回収した金額は日本円で受領または回収した限度でのみ共和国の債務履行となるものとし、共和国は、本債権者に対し、()かかる判決または命令のために日本円表示額が当該他の通貨に換算された日または換算されたものとみなされた日と()かかる判決もしくは命令またはその一部の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うものとする。上記の約束は、共和国の他の債務から独立した別個の債務であり、共和国に対する別個かつ独立の請求原因となり、本債権者がその時々支払いを猶予したか否かを問わず適用され、かつ、いかなる判決または命令にもかかわりなく、引続き完全に有効に存続する。

(5) 本債券の債券の発行

本債券の債券は、本債権者が、振替法のもとに定める例外的な場合に本債券の債券の発行を請求しうる場合を除き、発行されない。本債券の債券が発行される場合、当該発行に要する一切の費用はこれを共和国の負担とする。かかる請求により発行される本債券の債券は、無記名式かつ支払期日未到来の利札付に限るものとし、本債権者は、本債券の債券につき記名式への変更または分割もしくは併合を請求することはできない。

本債券の債券が発行される場合、本債券の元利金の計算および支払方法、本債券に基づき発生する権利の本債権者による行使および本債券の譲渡ならびに本債券に関するその他一切の事項には、その時点で適用ある日本国の法令および日本における現物債に関するその時点の一般的な市場慣行が適用される。債券の要項

の規定とその時点で適用ある日本国の法令および日本におけるその時点の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合には、かかる日本国の法令および市場慣行が優先する。

(6) 本債券の分割および併合の不可

本債券についての各債券の金額は1億円とし、分割または併合はしない。

(7) 債務証券の追加発行

共和国は、本債権者の同意を得ることなく、発行日、発行価格および利息の初回支払いを除くすべての点で債券の要項と同一の条項および条件を有する追加の債務証券を随時創設し発行することができる。このようにして発行された追加の債務証券は、本債券と併合され、本債券と同一のシリーズを構成する。ただし、当該併合がその時点における機構の業務規程によって認められ、かつ財務代理人によるその実施が実務上実行可能である場合に限る。

(8) 民事責任の執行

(イ) 外国裁判所において共和国に対して得られた判決は、かかる判決がウルグアイ最高裁判所により承認された場合、共和国の裁判所で執行することができる。現行法に基づき、ウルグアイ最高裁判所は以下の場合においてかかる判決を承認する。

- () かかる判決が発せられた国との間に条約がある場合（現在、共和国と日本の間にかかる条約は存在しない。）、または
- () かかる判決が、
 - ・ 判決が発せられた国および事件につき管轄権を有した国の法律に基づき、執行に必要なすべての手続きに準拠している場合。
 - ・ 関連文書とともにスペイン語に翻訳されており、共和国の法律に基づく認証要件を満たしている場合。
 - ・ 訴訟の当事者に対する有効な送達の後、管轄裁判所によって発せられた場合。
 - ・ 被告に防御の機会が与えられた後に発せられた場合。
 - ・ さらに上訴されない場合。
 - ・ 共和国の公序良俗に反していない場合。
 - ・ 共謀もしくは詐欺によって得られたものでない場合。
 - ・ 法律もしくは事実の明白な錯誤に基づいていない場合。

(ロ) 法律第17,930号第52条（法律第19,535号第15条により改正）に基づき、行政府は、共和国に対して下された75,000,000UI（インフレ連動通貨単位）（2024年11月29日現在で約1,070万米ドル相当）を超える金額の判決の支払いについて、判決が執行可能となった時点で有効な予算にそれを目的とする具体的な費用配分が含まれていない場合でも利用可能な運営費用もしくは投資費用を充当するか、または、次会計年度について国会に提出される予算中に具体的に予算を配分することができる。かかる配分を含む予算が承認された場合、支払いは次年度中に行われるものとする。

(9) 登録された信用格付業者から付与された信用格付

本債券について、共和国は、日本国金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）である株式会社格付投資情報センター（登録番号：金融庁長官（格付）第6号）（以下「R&I」という。）から2024年12月6日付けでBBB+の格付を取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I

は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(10) 無登録格付業者から付与された信用格付

本債券について、共和国は、格付の付与を、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）に依頼しており、本債券の条件決定後にかかる格付を取得できる予定である。

本書提出日現在、共和国は、S&PよりBBB+の長期無担保優先債務についての発行体格付を付与されている。

S&Pは、信用格付事業を行っているが、本書提出日現在、信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&Pは、そのグループ内に、信用格付業者として、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）を有しており、S&Pは、上記信用格付業者の特定関係法人（内閣府令第116条の3第2項において定義される。）である。S&Pの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」欄の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において公表されている。

(11) リスク要因

(イ) 共和国は外国の主権国家である。そのため、本債権者において、日本やその他の国の裁判所から共和国に対する判決を得ることが困難である可能性がある。また、本債権者において、日本やその他の国の裁判所が共和国に対して下した判決を日本やその他の国で執行することが困難である可能性がある。

(ロ) ウルグアイは依然として、主要貿易相手国（特にアルゼンチン、ブラジルおよび中国）の重大な経済的苦境、またはより一般的な「伝染」効果（ロシア・ウクライナ紛争やイスラエル・ハマス紛争等の地政学的紛争から発生するものを含む。）によって生じうる地域的・世界的なショックに対して脆弱である。このような貿易・金融面の外的ショックは、ウルグアイの経済成長および政府が直面する国際資本市場の資金調達条件に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、結果としてウルグアイの債券（本債券を含む。）の価値に悪影響が及ぶ可能性がある。

ウルグアイの主要貿易相手国であるブラジル、アルゼンチンおよび中国などの経済の低成長、ゼロ成長またはマイナス成長が、ウルグアイのこれらの市場への輸出に重大な影響を与え、ひいては経済成長に悪影響を及ぼすことは、過去に経験しており、将来もそうなる可能性がある。

ウルグアイの経済はまた、ウルグアイの重要な貿易相手国であり、世界の景気循環に影響力を持つ先進国の状況（貿易や中央銀行の政策を含む。）に影響を受ける可能性がある。例えば、米国や欧州などの先進国で金利が大幅に上昇した場合、ウルグアイやその貿易相手国であるブラジルやアルゼンチ

ンなどの発展途上国では、資本の借入や既存の債務の借換えが困難かつコストが上昇し、これらの国の経済成長に悪影響が及ぶ可能性がある。そのため、ウルグアイの貿易相手国の一部で成長が鈍化すると、それがウルグアイの輸出市場に重大な悪影響を及ぼし、ひいては経済成長にも悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ロシア・ウクライナ紛争およびイスラエル・ハマス紛争が、特定の商品（ウクライナが純輸入国である石油を含む。）の国際価格を大きく変動させ、国際資本市況に影響を与えている。本書日現在、これらの紛争の影響の全容は未詳であるが、これらの紛争の影響はウルグアイ経済に重大な影響を及ぼす可能性があり、その結果、ウルグアイの今後の対外債務市場における資金調達能力および本債券に基づく義務の履行能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ある発展途上国で発生した事象に対する国際投資家の反応が連鎖を起こし、地域や投資クラスの全体が国際投資家に忌避されることがあるため、ウルグアイの経済は「伝染」効果の影響を受ける可能性がある。

- (ハ) 国内要因が、ウルグアイの成長鈍化や外国からの投資の減少を招く可能性がある。国内のインフレ、高い国内金利、為替レートの変動および政治的な不確実性などの不利な国内要因は、ウルグアイの成長率の低下、外国からの直接投資およびポートフォリオ投資の減少、ならびに潜在的には国際準備の減少を招く可能性がある。また、これらの要因はいずれも、ウルグアイの債券（本債券を含む。）の流動性や取引市場に悪影響を及ぼす可能性がある。
- (ニ) ウルグアイの信用格付が改善もしくは安定的に維持される、または格付機関による格下げ、保留、取消しが行われないと保証することはできない。格付は、ウルグアイの信用力およびウルグアイの長期債が適時に支払われる可能性を示すものである。ウルグアイの信用格付は改善されない可能性があり、そのことがウルグアイの負債証券（本債券を含む。）の取引価格に悪影響を及ぼし、国際資本市場におけるウルグアイの資金調達コストならびにウルグアイの負債証券（本債券を含む。）の流動性および需要に影響を及ぼす可能性がある。
- (ホ) コロナウィルスの大流行等のパンデミックの発生は、ウルグアイ経済に悪影響を及ぼす可能性がある。COVID-19等のパンデミックやその他の公衆衛生上の危機が世界経済およびウルグアイ経済に及ぼす長期的な影響は、評価や予測が困難であり、かかる影響には人々の健康や安全に対するリスクの他に経済活動の低下も含まれる可能性がある。世界経済はCOVID-19で多大な悪影響を受けたが、今後も受け続ける可能性があり、ひいてはウルグアイ経済が悪影響を受ける可能性がある。
- さらに、COVID-19のパンデミックがこれまでそうであったように、将来的なパンデミックやその他の衛生上の危機は今後、公共部門の支出（人々の生活環境の悪化をくい止めるための支出を含むがこれに限定されない。）の増加をもたらす可能性がある。ひいては公共部門の追加支出は、債務の追加負担、またはソブリン・ファンドの預金もしくはその他の金融資産の多額の投下につながる可能性がある。共和国は、世界またはウルグアイにおける感染症の流行その他の公衆衛生上の危機の展開や、その結果として発動されうる関連規制を予測することはできない。

第 2 【売出債券に関する基本事項】

該当事項なし

第 3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

本債券の発行により調達される資金は、予算の支援、金融投資および国内外の債務の借換え、買戻しまたは償還など、政府の一般目的のために使用される。

第 4 【法律意見】

共和国の経済財務省の法律顧問であるDra. Gabriela Tobías Pedronzoにより、以下の趣旨の法律意見書が関東財務局長宛てに提供されている。

(イ) 本発行登録追補書類およびその共和国による関東財務局への提出は、共和国により適法に授権されている。

(ロ) 本発行登録追補書類の共和国による関東財務局への提出ならびに本発行登録追補書類に記載の本債券の募集および発行は、共和国の法律のいかなる条文にも違反しない。

(ハ) 本発行登録追補書類（参照書類として記載されている書類を含む。）中の共和国に関する法的事項の記載は全て真実かつ正確である。

第 5 【その他の記載事項】

1. 発行者の名称および国章、本債券の名称ならびに共同主幹事会社の名称が、本債券の発行登録追補目論見書（以下「目論見書」という。）の表紙に記載される。

2. 目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本債券については、債券の管理会社は設置されておりません。このため、発行者が本債券に基づく義務を履行しないなどの一定の場合には、本債券の元利金の支払いを受取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要に応じて、各々の本債券の債権者（以下「本債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行者の代理人としてのみその職務を行い、本債権者に対していかなる義務も負わず、また、本債権者との間で代理または信託関係を有するものでもありません。」

第二部【参照情報】

第 1 【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日）
令和 6 年 6 月28日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国者臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を令和 6 年 7 月26日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を令和 6 年12月 3 日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

該当事項なし

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし